

1 番 通告2番、1番議員、田村俊二です。

通告に従いまして、大きく3項目を質問いたします。

1項目めは、今年度改定予定の計画の進捗状況等についてです。今年度改定予定の計画は。

- 1、大井町地域福祉計画。
- 2、大井町障害者計画、大井町障害福祉計画。
- 3、大井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画。
- 4、大井町地域防災計画が予定されています。

2015年10月に策定した「大井町人口ビジョン」によると、本町においても少子高齢社会は深刻な問題になるものと想定されています。高齢者のみの世帯、安心世帯、核家族世帯等、世帯の小規模化、価値観の多様化、地域社会における連帯感や、相互扶助の希薄化に伴うさまざまな課題が顕在化し、その対応が求められています。

大井町地域福祉計画は、「おいきらめきプラン」、「大井町第5次総合計画」を基本とし、大井町障害者計画、大井町障害福祉計画、大井町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画と関連づけながら、その基礎となるものと位置づけられています。また、福祉を必要とする人を対象に、地域住民、地域団体、事業者、町行政をつなぎ、地域福祉を進めるための計画とされています。

大井町障害者計画、大井町障害福祉計画では、障がいのある方が地域社会の中で、共生社会を目指していくための方策を、大井町障害者計画において示し、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保等、大井町障害福祉計画にて定めています。

大井町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画では、本町の高齢者が安心して暮らすことができるよう、総合的な高齢者施策を定め、合わせて介護保険事業に係る保険給付の適正な運営に資するものとしております。大井町地域防災計画においても、地域福祉との連携が求められているところであります。

このように町民に深くかかわりのある計画が、平成30年度に向けて改定の時期を迎えています。これらの改定に当たり計画を所管する課の職員は、計画内容に精通しているものであり、何が必要かを一番理解しており、その英知を最大限活用すべきものであります。また、これらの計画の改定プロセスやその方向性は町民にとって、大いに注目すべきところのものであると考えます。

そこで、これらの計画の進捗状況等について。

- 1、策定スケジュールは。

- 2、検討委員会等のメンバー構成は。
- 3、職員は計画策定にどのように関わっているのか。
- 4、町民ニーズはどのように把握されていくのか。
- 5、最優先課題は何かについて、お伺いいたします。

2項目めは、協働のまちづくりについてです。3月定例会において旧湘光園社員住宅跡地宅地造成工事に伴い、設置されたごみ集積所、移動ごみ集積所の代替として設置されたものの、利用が拒否されたことについてお伺いいたしました。御答弁として「今後は一定の区画数以上になる住宅地の造成について、事業主の負担において、設置されたごみ集積施設は設置を求めるだけでなく、町として寄附を受けていく」とするものでした。

そのためには、大井町における良好な生活環境の確保を図るための開発事業の基準である、大井町開発指導要綱を改定するとするものでした。住みよいまちづくりを進めるための住環境整備として、大きな前進だったと考えています。

さて、おおいきらめきプラン、大井町第5次総合計画、後期基本計画では、協働のまちづくりの施策として、まちづくりへの町民参加を求めています。現状と課題において、大井町をもっと住みよい、心地よいまちにしていくためには、町民、議会及び町が協働して、まちづくりを進めていくことが大切だと述べられています。

施策の方向として、町民の自治運営への参画を促進し、町民主権の自治の実現を図るとしています。町の役割として町民の自治運営の参加を促進するとともに、町が自治会や各種団体の設立の活動を支援し、町民と一体となったまちづくりの推進を図ろうとしています。

協働のまちづくりでは、本町は自治会に多くの役割を期待し進めています。現在進められている大井町中央土地区画整理は、平成31年度に工事完了を予定しています。そこで、大井町中央土地区画整理地内における、自治会等をどのように考えているのかについてお伺いいたします。

3項目めは、信号機の増設についてです。平成26年3月の足柄紫水大橋の開通とともに、新たに2カ所の信号機が設置されました。要望箇所7カ所のうち、最後の箇所、道路の形状も右折車専用のスペースが確保されているにもかかわらず、いまだ設置されていません。

県道711号(小田原松田間)4車線区間の信号機増設については、町長、担当課長、自治会で県、警察へ毎年設置要請を行っていられます。この3月に小田原市区域分も4車線となり、新たに数カ所の信号機が新設されましたが、大井町の要望箇所は、いまだ未設置です。

そこで、1、設置実現に向けた課題は何か。2、今後の進め方についてお伺いいたします。

以上の3項目についてお伺いします。以上で、登壇での質問といたします。

議
町

長 答弁願います。町長。

長 通告2番、田村俊二議員さんからの御質問で、3点大きく頂戴してるわけでございます。

1点目につきましては、「今年度改定予定の計画の進捗状況」についてというようなことで、5項目頂戴しておるわけでございます。福祉3計画につきましては、一括で答弁をさせていただき、地域防災計画におきましては、所管課が異なりますので、異なって答弁をさせていただきます。2点目の協働のまちづくり、また3点目は信号機の設置についてというようなことで、二つ頂戴しておるわけでございます。

まず、大きな1点目の御質問でございますが、冒頭申し上げましたように、今年度はいくくも福祉関連3計画につきまして、同時期改定となったわけでございます。細部について5項目頂戴してるわけでございますが、3計画を個々に御説明しても重複する点が多々ありますので、一括の答弁とさせていただきますことを、まずもって御了解いただきたいとお願ひするところでございます。

「みんな大好き！あったかタウン・おおい」を基本理念とする大井町地域福祉プランは、平成20年4月に5カ年計画として策定したものでございまして、平成24年4月の改定を経まして、現在「第2次大井町地域福祉プラン」を推進しておるところでございます。

現在策定中である平成30年度からの5カ年となる「第3次大井町地域福祉プラン」につきましては、前計画と同様に、町行政の「地域福祉計画」と町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に計画することとし、社会福祉協議会との協同により改定に向け、取り組みを進めておるところでございます。

また、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、3年ごとに高齢者施策の体系化を図るとともに、介護保険サービス量から介護保険料を算定するために改定をされるものでございまして、次期平成30年度から平成32年度までについて、第7期計画として策定するものでございます。

なお、これにつきましては、ほぼ料金をどうするかというようなものでございますが、介護保険制度も安定せず、この改定ごとに法改正が行われ、スタートするときは、社会全体で高齢者を支えるというようなこ

とでございましたが、今日では地域で支えていくというようなことが視点となった、そんな改定をしていかなければならないわけでございます。

さらに、町の障がい者施策に関して、中長期的な視点に立った基本的な事項を定める「障害者計画」は、平成24年度からの6カ年計画として策定をいたし、障がい福祉サービスなどの確保に関して短期的な数値目標掲げる「障害福祉計画」は、平成24年度から3カ年の期間で策定した後、さらに3カ年にわたる計画を平成27年度から第4期障害福祉計画として策定をいたしました。

平成29年度で二つの計画期間が終了するため、現行の計画を見直し、これらを今年度一体として改定をいたし、平成30年度からの6カ年計画となる第3次障害者計画と、3カ年計画である第5期障害福祉計画の策定に取り組みを進めておるところでございます。

いずれの計画においても、策定スケジュールにつきましては、町民の皆様御意見等を取り入れるアンケート調査をはじめ、町民の皆様の混乱を来さないよう、可能な限り歩調を合わせた作業工程で進めていく予定でございます。

主な工程といたしましては、6月中にアンケート調査を実施し、計画素案を取りまとめるとともに内容の検討を進め、12月にパブリックコメント、3月に策定を完了する見込みと、そのような計画でございます。

町民ニーズの把握につきましては、無作為に抽出した町民の方々や、障害者計画においては障がいをお持ちの方など、計画の当事者の方々に対しましてアンケート調査を実施するとともに、関係団体からの聞き取りによる意向調査も参考とさせていただくものでございます。また、昨年度に町や社会福祉協議会主催で実施しましたワークショップや、地域診断調査などから把握した地域の課題や意見等も活用してまいりたい、そんな考えでございます。

策定にあたりましての委員会につきましては、地域福祉計画では、学識経験者、教育関係者、住民組織の代表、社会福祉事業関係者の9名から構成されており、具体的には、県社会福祉協議会、社会教育委員、障がい児者親の会、小地域福祉活動推進組織、社協地域診断事業、民生委員児童委員協議会、子育て支援センター、町社会福祉協議会の代表を委員として委嘱しております。

また、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定委員会につきましては、介護保険運営協議会の委員の方々に兼任をさせていただいており、被保険者、介護サービス事業者、社会福祉関係者、医療関係者の7名で構成しております。

なお、障害者計画につきましては策定委員会を設置せず、これらの代替として、計画の骨子をまとめる段階で、障がいの当事者団体や支援団体からの意見聴取を実施することにより、意向を計画に反映させていただくこととしております。

いずれの計画におきましても、町民に最も身近な行政が地域福祉に関する事項を総合的に計画し、今後の方針や方向性を町民にお示しする大変重要な計画であることから、町担当職員は策定委員会の運営や策定にかかわる各種業務に関し、委託業者や社会福祉協議会と連携して、積極的にかかわってまいるところでございます。

地域課題につきましては、アンケート調査結果などをもとに今後分析してまいります。第2次大井町地域福祉プランにおいて重点的に取り組む課題として掲げました、「見守り支援体制の整備」、「人材の育成」、「町民の福祉意識の醸成」、「関係機関との連携」は、進行管理の評価においても継続的な課題として捉えておりますので、今後は発想の転換を図りながら、町民とともに具体的な方策を検討いたし、お互いに支え合うことのできる地域づくりを推進してまいります。

また、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」における最優先課題につきましては、まずは、近年増加傾向にあります介護者の離職問題が大きな問題であろうと考えております。この点につきましては、福祉行政の枠を超え、我が国の経済の発展にかかわる問題でありますので、「ニッポン一億総活躍プラン」におきましても、介護離職者ゼロに向けた方針が示されているところであります。

さらには、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築が求められており、この点についても重要な課題であるというふうに認識しており、そんな観点を含めた中で進めておるところでございます。

次に、防災安全室が所管します「地域防災計画」の改定についてでございますが、平成25年3月の現行計画改定以降、神奈川県においては最新知見による新たな地震被害想定調査報告や土砂災害警戒区域の指定、河川の洪水浸水想定区域指定の見直しなどが進められ、本町においても計画対応すべき災害想定が大きく変化しておること。

また、記憶に新しい熊本地震や昨年の台風10号など、新たな被災経験から得た課題への対応や、災対法の改正に伴う災害別避難場所指定など、関係法令の改正に伴う新たな諸規定への対応が求められる中、これら防災環境や関係法令との整合性を図るとともに、よりわかりやすい実効性

の高い計画として地域住民を含めた、町全体の防災対応力の向上を図ることを目的に本年度末での改定を予定するものであります。

地域防災計画は、災対法に基づき条例設置しております「大井町防災会議」において作成するところであり、その構成メンバーは町三役のほか、国・県・警察・消防といった行政機関、医師会や公共交通・ライフライン事業者といった指定公共機関、町を代表する3地区代表自治会長や教育委員・母子保健推進委員といった学識経験者で構成されております。

なお、本計画の改定にあたっては、専門知識を有するコンサルタント事業者へ基礎調査から計画書作成までの一連作業のサポートを業務委託するとともに、各課選出職員で構成する「職員防災検討委員会」における段階的検討を踏まえ、素案・計画原案の作成を行い、パブリックコメントにより計画原案を御提示した中で、広く意見聴取を行った上で、最終、防災会議において計画決定をいたしてまいるといようなことでございます。

進展状況につきましては、当初の予定どおり6月初動を目途に、5月にコンサルタント事業者との契約を済ませており、6月頭に同事業者と計画改定の方角性の確認の下、現在、情報整理等の基礎調査に着手しておるところであります。

今後、計画原案の作成作業を1月を目途に進めた上で、2月にはパブリックコメントを実施し、いただいた御意見を反映し、防災会議より3月の改定結果公表とさせていただくといような予定でございます。

次に協働のまちづくりの中で、大井中央土地区画整理事業地内の自治会についての御質問でございます。

まずは、協働のまちづくりにおける自治会の役割でございますが、大井町自治基本条例の中では、まちづくりの基本原則として、町民がまちづくりに自主的に参加することを基本としており、自治会は、まちづくりを町民が主体的に行うため、中心的な役割を担う組織と示しております。

本町における各自治会におかれましては、町民の生活を支えるための地域活動を積極的に行い、地域における課題の解決を初め、コミュニティの形成など、自治活動を推進する上で重要な担い手となって活動してこられました。

こうした長年にわたる活動により、町民がその役割と責務を認識して自主的にまちづくりへ参画し、本町におけるまちづくりを進めてこられたと認識しておるところでございます。

次に区画整理事業の概要と現状についてでございますが、おおいきらめきプランでは、区画整理事業により住宅地を基本とした新たな市街地の整備を推進するとともに、隣接する役場周辺との連携を図りながら、町の中心市街地としてふさわしい町並みを創造しようとしておるところでございます。

おおい都市マスタープランでは、都市計画道路金子開成和田河原線の整備と連携しながら、中心市街地としての土地利用にふさわしい用途への転換を図り、田園景観と調和した良好な市街地形成を図ることとし、大井町区画整備の実情に合った、きめ細やかなまちづくりのルールとなる地区計画を、昨年度、都市計画に定めたものでございます。

現在は、造成工事を鋭意施工中であり、今年度は、役場北側の町道14号線から町道15号線までのエリアにおいて、区画道路、上水道及び下水道などのライフライン工事や調整池の築造工事を実施する予定であり、平成31年4月に全エリアの工事完了を目指して進めておるところでございます。

御質問の区画整理内の自治会をどのように考えているかについてでございますが、現在、事業地内は、吉原、市場、坊村、馬場の4自治会エリアとなっておるところでございます。吉原自治会への加入が約30世帯、馬場自治会への加入が約30世帯、計約60世帯、160名とおおよそなっておるところございまして、区画整理内の将来人口は1,000人、約400世帯を想定しており、今年度、一部の保留地において住宅建築が予定されているなど、どの自治会においても加入者の増加が見込まれます。そこで、ことし1月から2月にかけて、関係する自治会長と事業地内の自治会のあり方について調整をさせていただきました。

その結果、都市計画道路予定地より北側の区域を市場自治会のエリアとし、都市計画道路予定地より南側の区域は公園区域を除き、西半分を吉原自治会、東側の半分を馬場自治会のエリアとしました。

また、坊村自治会については、事業地内に既存宅地がなく、御殿場線により分断され、コミュニティが分かれていることから、坊村の自治会エリアに入れるというようなことは、外させていただいたものでございます。

次に県道711号の信号機でございますが、道路事業者と信号機設置の経緯でございますが、県道711号の大井町間、県道御殿場大井の足柄大橋東交差点から小田原市境の鬼柳交差点までの延長約2.8キロメートルが、平成4年度に整備に着手され、平成15年度に供用開始となりました。

また、小田原区間においては、鬼柳交差点から小田原市の環状道路である県道沼田国府津の富士見大橋東側交差点までの延長約2.7キロメートルが、平成7年度に整備着手され、平成23年3月に暫定2車線での供用開始を経て、現在、4車線で供用されることになったものでございます。大井町区間の平成15年度の供用開始に当たっては、信号機の設置を希望する7カ所の交差点のうち、4カ所の交差点に信号機が設置されませんでした。

そのことから、町では地元自治会を主体に組織されます「酒匂縦貫道路安全対策協議会」とともに、関係機関である県西土木事務所、松田警察署、県西地域県政総合センターに対し、平成15年7月から平成29年1月までに、計14回の要望を重ねてまいったものでございます。

この間、平成15年度末に1カ所、平成26年3月に足柄紫水大橋の開通に伴い2カ所の交差点に信号機が設置され、現在は議員御指摘のとおり、町道350号線との交差点、あしがら広域福祉センターひかりの里北側交差点の1カ所が未設置となっておるものでございます。

この「ひかりの里北側交差点」には、平成15年の4車線での供用開始当時から、仮設のH鋼ガードレールで中央分離帯が設置されていることから、町道350号線を通行する車両及び歩行者は、県道711号（小田原松田）を横断することができず、車両の通行は左折に限定されており、地域の方々には大変不便をおかけしておるものでございます。

町としては、本交差点への信号設置は、事業着手時の地権者の皆さん、地元の皆さんとのお約束と認識しており取り組んでおるところでございます。

そのような中で、1点目の御質問でございますが、町では県の各関係機関への要望活動とは別に、毎年、神奈川県町村会を通じ「県施策・予算に関する要望」として、県知事及び県議会議長等への要望活動を行っております。

昨年度の要望において、ひかりの里北側交差点への信号機設置要望を提出したところ、その回答として警察本部から「当該場所への信号機設置については、今後の交通状況及び周辺交通環境等を確認し、必要性を判断してまいります。」との見解が平成29年3月付で示されたところであります。

一方、小田原区間においては、議員御発言にありましたとおり、平成27年に3カ所の交差点に信号機が設置され、平成29年2月に4車線全線の供用開始となったものでございます。

けども、それだけに限らず、やっぱり開設に当たっての地元要望っていうのは、当初からあったわけですから。ぜひ実現に向けて進めていただければというふうに思ってるんですけども。

今、町からのお話ですと、何かいろいろと方策が、あらゆることをやっていたいてるんですけども、あえてもうちょっと効果的な方法っていうものをお考えになってるところがあれば、ちょっとその点だけ、御答弁いただければというふうに思いますけども。

町長 これは用地交渉の段階で、この7カ所の信号機を設置するというようなことが、土木事務所との用地買収の中で約束されたというようなことが、私も承知しておるところでございます。開通するに当たって、信号機が設置ができないから、開通させないというような強硬な御意見も伺いまして、土木事務所の工務部長、当時は道路部長でしたか。道路課長等々に言いまして、西大井自治会館で、大分遅くまで議論を交わさせていただいたわけでございます。

あの道路を4車線にしなくてもよかったんじゃないかと、2車線でよかったんじゃないかなというように、御意見も頂戴しましたし、いろんな意見が出ました。そう言いましても、県の財政状況、困難の中で、あの道路を整備し、供用開始しなければ、これはやはり予算の無駄遣いになってしまうというように観点から、縦貫道の交対協を地域の皆さんとつくらせていただいて、要望活動をしようというようなことの中で、今日まできて、後1カ所というところになったわけでございますが。

未来堂さんのところについた信号機においても、農業利用者のための信号というようなことが目的になっておるというような状況でございます。私も再三強く言いましたもんで、県のいわゆる信号機に係る所管の課長も、二度ほど現地に見にきていただいて、この状況ではというようにございまして。

特効薬があるかどうかはわかりません。昨年の夏にも公安委員長と会いまして直談判をした中で、公安委員のところにすれば、判こを押しますよというようなことで、あったわけでございますが、県から信号機の設置に関する予算というものが限られております。そんな中で、大変難しいんじゃないかなと思います。

当初、2車線に絞って仮設工事をするなら、仮設工事の予算が信号機を設置しても可能だという意見も出たんですが、これはやはり県議会の中で、仮設予算と公安予算と異なりますもんで、この辺のところは議会の中でも御理解をいただけなかったというような、非常にそういう点では残念なことがあったわけでございますが、県議会ももう少し柔軟性が

あればよかったのかなというような思いがするわけでございますが、何はともあれ、開設に向けて根強く取り組んでいかざるを得ない案件じゃなかろうかなと思います。

当地は西側、市街化調整区域で方々農地ばかりでございますので、そういう点において、やはり今までと同様な対応しか、特別な手だてがあるかどうかはわかりませんが、事あるごとに地元警察署等にも、要望はしておるところでございますので、汲んでいただけるかどうか、県警本部の判断じゃなかろうかと、そういうふう考えております。

- 1 番 町長、それから町当局としても、あらゆる手段を尽くして、御尽力されてることは了解はできました。やはり特効薬というのは引き続き、丹念に継続的にやっぱり要望していくことなのかなと、そういうふうに改めて思ったところでございます。この件については、地元との実現に向けての御努力をぜひ御尽力、引き続きお願いをしていけたらと、維持していただきたいというふうに考えます。

次に移らせていただきます。2項目めの各計画についての進捗状況等についてでございます。

先ほど御答弁の中で、それぞれの計画について、既にコンサルタントの契約等も進めながら、それから日程的なスケジュールもお示ししていただいたところであります。策定スケジュールについては、了解ができたところであります。

2点目の策定委員会の設置については、障害者福祉計画、障害者計画のところについて、取りまとめたっていうか、きちんとした策定委員会というものではなくて、関係団体等に素案をつくった段階で、関係団体等にお示しをして、意見を聴取していくというようなことだったというふうにお聞きしましたけども。ぜひこのこれらの各四つの計画については、それぞれ町民と深いかかわりのあるものですから、町民の方々の意向をきちんとくみ上げながら、策定手続のほうも進めていただければというふうに思います。

くどういんですけど、障がい者の方のところについては、関係方針が固まった段階で、関係団体に意見を聞くということですので、そのところはぜひ一つのステップとしての策定委員会があるわけでないので、丁寧な対応をしていただければいいのかなというふうに思いますので、要望としてお願いしたいというふうに思います。

次に3点目のところですけども、職員の計画についてどうかかわっているのかということでもありますけども、ちょっといろいろ視点を変えて、大井町については、いろんな計画、あるいは、だから総合計画もいいで

すけども、そういった全町的にわたる問題について、幹部、管理職の方々が、そのところに調整の役割をしていると思うんですけども、そういったところ、それぞれにわたる課の総合調整をするような、そういう機関と言いますか。会議のようなものは設けているのかどうか。ちょっと例規を見る限りでは、それもちょっと見当たらなかったんで、もしかしたら要綱かなんかであるのかもしれませんが、その辺についてちょっとお伺いしたいと思います。

企画財政課長 各計画を策定するに当たり、管理職のかかわり方、その辺を策定と言いますか。調整する会議があるかどうかというところなんですけれども、表面立ってと言いますか。それ専用の会議というところはつくってございませんけれども、町に三役と管理職で構成されてございます、政策推進会議というところがございますので、その中での話し合いをもとに策定をしているというところでございます。以上です。

1 番 特に規程を設けていないという話でしたけども、関連のこの5町の中でも、例えば松田町なんかですと、庁議規程というものを定めて、政策的なこと等含めて、議論するような体制をきちっととおられると。南足柄市なんかもそうですけども、そういった庁内体制をきちんと外に向けての、こうやってやるんだよというような体制を示すような、そういう規程があったほうが、より町民の方々はわかりやすいのかなというふうに思いますが、それについての御意見を伺いたいと思います。

町 長 そういうことをする必要性もあろうかと思いますが、町の幹部の会議は政策推進会議も最上部にありますもので、その中でいろんな議論を交わして、その中でいろんな意見を出し、いろんなものを構築しているのが今現状でございまして、今、屋上を重ねることがいいのかどうか。それだけの一つの案件、そういう組織をつくる方がいいのかどうか。今後、検討する課題の一つかなと思うわけでございますので、それぞれ所管課でもいろんな業務を持っておりまして、日程調整等もありますもので、月1回、定期的にそのような会議を設けさせていただいて、その中で議論をするというようなことでございます。

また、緊急的に問題、課題があれば、政策推進会議を臨時的に開催した中で、そのような案件の対応をうたってまいるといような、今状況でございますもので、今後どうするか、検討をしてみたいと考えてございます。

1 番 今のお話については、規程を設けることがやることにつながるということではないので、町長おっしゃるように、フレキシブルにその都度必

要があればやっていくんだけだということであると思いますけども、それはとても大事なことだと思います。

ただ、町民側から見ると、役所ってどこできちんと意思決定されてるのっていうことが、わかるようなことをやっぱり表明していくのも、一つの手法なのかなというふうに思いますので、先ほどの御答弁の中で、検討という言葉もございましたけども、ぜひそういう視点から、そのようなこともちょっと検討していただければいいかなというふうにお願いをするところであります。

次に管理職の方ということではなくて、今度、通常の職員の方々の参加ということですけども、それぞれ担当の職員の方々から計画案等について、それでは意見聴取されてるんだろうと、聞いているんだろうというふうには思いますけども、たまたま今回は福祉3計画は一つの課でありますので、その辺の中で職員の方々が実際に、現場ではどんな議論をされてるのか。どんな調整をしながら、意見交換をしているのか。その辺のところがちょっとわかれば、教えていただければと思います。

介護福祉課長 現在、この3計画につきましては、先ほど町長答弁でございましたように、アンケート今、発送したばかりのところでございます、3計画全てを合わせると、町内4,109人を対象とするようなアンケートになっております。

議員御質問のセクション内での職員間討議と申しますか、協議というのは、やはり窓口等で日々感じてること等がございます。また町民からの要望等も窓口業務を通じて、把握しているところがございますので、それぞれの内容をミーティングを設けたときに、話し合いを持つとか。そのような形式をとらせていただいております。3計画でそれぞれ重複するような職員もおりますので、一方的な側面から見ますと、三つの計画に携わるというような職員もおりますので、かなり広い目で見ることができるのかなというようにもございます。

また、各課題等々のヒアリングは職員も出向いて、聞き取り調査を行いますので、そのような中で、また問題点等は課にも順次持ち帰った中で話し合いを持ちたいと、かように考えております。以上です。

- 1 番 課内でも、情報収集と言いますか。意見交換っていうか。その辺のところは非常に、今の話で一定程度理解をさせていただきました。もう少しちょっと範囲を広げて、例えばこういう計画っていうのは、大井町全体の福祉に係わる、そういうことじゃないかと思うんですよ。地域防災計画にしてもそうですけどね。そういう意味で大井町全体、町の職員全

体で何か意見募集を求めていくようなことを、やっぱり一つの指針としては必要なかなというふうに考えてるところであります。

例えばこれがダイレクトにそういうことをさせているかどうかわかりませんが、大井町の中では職員提案制度っていうのも、きちんと定められているところでもあります。大井町の職員提案に関する規程というところで、担当課、担当部署になるところでも、いろんな意見をもらうということも、だから今後あるのかなと。

それともう一つは、ちょっと私、庁内のシステムがあんまりよくわかっていないんですけど、この情報機器が発達したところによると、課と課の情報交換なんかに、メールを使いながら、やるようなことも一つあるのかなというふうに思うんですけども。そういったことを計画の趣旨を全庁的に流して、意見募集を図るとか。そんなことも一つ、広く職員全体にかかわる問題として、提案できることなのかなというふうに思うところでもあります。

そして、職員の研修のところでも、OJTというようなことで、そういう議論をできるようなことを町の研修事業として、きちんと設けておられるということでもあるんで、そういった課だけではなくて、庁内全体で広く議論するような、そんな方向っていうのはどうなんでしょう。考えてるのかどうか。ちょっとお伺いさせていただきたい思います。

介護福祉課長 ただいまの御質問に関しまして、これは地域福祉プランの関係であります。これに関しましては、工程の中で庁内調書ということで、各課にこれは計画自体が高齢者並び障がい者の上位のほうに出す計画になろうかと思えますんで、こちらに関しては、庁内からの調書を配布した中で、意見を聞くというようなところで、計画の中にも横断的なところもございますんで、こちらは意見聴取をさせていただくような計画になっております。以上です。

1 番 ぜひこういった計画については、直属の課、担当課とかだけではなくて、地域全体に向けて、どういう方向に行くのかということをやぜひ議論しながら、意見を聞きながら進めていただきたいというふうに思っております。

5点目の最優先課題ということですが、これについては2点ばかり、お尋ねをしたいというふうに思ってますんですけども、いろいろな、計画の中でよく全部読んでるっていうことではありませんけども、今後の検討課題にしていきたいというような表記のところが、数がたくさんあるところでもあります。

例えばこれは障害者福祉計画のところだと思うんですけども、地域生活支援拠点の整備ということで、この中で書かれてるところがありまして、これは国の指針が一つあり、それで町についても独自で整備するのではなくて、関係のところと5町ということになるんでしょうか。広域のところできちんと議論しながら、共同歩調していきたいというような項目が載ってるわけですけども。

そういったことについて、先ほど町長のお話の中では、検討していくというところについては、引き続き検討していくところも多分あるでしょう。すぐに答えが出ることもないんで、出てくるところもあると思いますけども、ここでは平成29年末までに整備するってことを目指しますというふうになってる。これについての経過、この辺のところはどうなんでしょうか。ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

介護福祉課長 5町で共同での基盤の整備については、実際にはそういうことを見据えたような状況ではないというふうなところがございます。議員御指摘のように、検討していきます、検討していきますというふうな表現がございしますが、次の計画に関しましても、こちらは拠点の整備ということでは、実現性を求めた中で、抽出していくべき内容だと思っておりますので、こちらに関しては、実現性を求めた中で5町協議等も試みていきたいと、このように考えています。

1 番 今の基盤整備の話になりますけども、私、各計画を三つの計画等、ちょっと拝見させていただいた中で、一番ちょっと欠けてるのかなということと思うところは、一つはやっぱり基盤整備の考え方を、町の基盤整備の考え方がまだ明確にされていないように思うんですね。

今の中で障がい者の話についてもそうですけども、それから後、介護保険の中ではサービス料を決めていく中で、夜間対応型の訪問介護とか、それから地域密着型の特定施設の入所、等々があるわけですよ。そのほかのところをサービスを充足しながら、提供してくれたらと思いますけども。

こういったことが、全部でもってなってるところについて、計画の中で基盤整備は町としてどういうふうにやっていくのか。そういうこともきちんと、やっぱり方向性を示すのもありなのかなというふうに考えてるところでありますけども、それについての御意見をお伺いたいと思います。

介護福祉課長 介護基盤整備の考えということで、確かに地域密着型サービスと、当町に現在ないというふうなサービスもございます。今回の計画策定過程において、サービス料の見込みの推計等も踏まえて、これはこの計画に盛り

込んでいく内容であるかというのは判断させていただきたいと思いますけど、なかなか積極的な基盤整備というところには、現状でできないような状況というようなところで、事業所に参入するような誘致活動というようなところも考えていかなければならないかと思いますが、今回のサービス見込み料の中で、計画の中に盛り込むか否かは判断をさせていただきたいと、かように考えております。

- 1 番 なかなか基盤整備については、厳しいところもあるのかなと思いますけども、ぜひこれらの計画については、町民の方々に身近な計画であります。町民の皆さんのニーズに応えながら、町、職員を挙げてぜひ検討を進めていただくことをお願いをしたいというふうに思います。

後、時間が3分なんですけども、2点目の協働のまちづくりのいうことにちょっと入らせていただきます。ちょっと最初に1点だけ、お尋ねをしたいんですけども。よく区画整理をしますと、管理職員の関係の中でもって、地番整理が行われていくんだろーと思いますね。そういう中で、この大井町の区画整理内、これについては、新たな町名設置というようなことはお考えがあるのかどうか。その辺、ちょっとそれをお伺いさせていただければと思います。

都市整備課長 事業地内の地番の、地番とか、字名とかそういうものもございすけれども、その件につきましては、検討中で未定でございす。ただ、土地の地番の設定等につきましては、基本的には換地処分をするタイミングで実施する予定で考えております。

後、その土地への区割りについては、地番表示を大井町としては今まで採用しております。土地の地番と住所の地番、今、同じ番号を使ってるという形でございす。特に過去に区画整理が行われてます、市場と金手区画整理地内においても、土地の地番と住所の地番が同じでございす。

今回の大井中央区画整理地内におきましてはどうするか。同じにしていくか。そんな字名自体を金手の区画整理については、字名自体をとってしまったというような、そういう経緯がございす。実際には地番等には振りを直すような形になると思いますけれども、それらについては、今後組合はもちろんでございすけれども、関係部署、自治会ともよく調整をさせていただいて、検討していきたいと考えております。以上でございす。

- 1 番 時間がないので、先に進みますけども。この地域内の区画整理地内の自治会の考え方として、先ほども町長のほうの御答弁で、関係する自治会のところに協議を進めていくと。それで引き受けていった先で調整

を図っているというお話がありました。それはそれで地元の自治会としては、早くからそういうような体制をとってもらうことが、次のステップにつながるということになるかと思います。

問題がちょっとずれるかもしれませんが、例えば大井町開発指導要綱の中では、いわゆる集会施設の話なんですね。要綱の中では大規模な開発の規模によって、集会施設については、町長が必要と認めたときには、集会施設を設置することが求めることが可能であるという一文があるかと思うんですね。多くの世帯が入ってくるところで、既存の自治会だけでは、その人数を収容し切れないということがあろうかと思うんですよ。そういったときに新たに開発をされていく、地域内のところにそういった集会施設というのは、必ず必要になってくるんだろうと思いますので、その辺のところ求めていくお考えがあるのかどうか。その点についてお考えをお伺いしたいと思います。

町長 集会施設を求めるかってことでございますけれども、まずはいい自治会をつくっていただくには、基本的な自治会があって、そこに新しい人が入ってくださることによって、大井町の今日の自治会形成だとかっていうものができていくのではなかろうかと思うんですね。新しい団地でもできて、そこだけでっていうのは、過去には湘光園とかありましたけれども、湘光園は会社の指導が入った中で、地域との連携を持ちながら、そこだけで自治会形成をされました。

そういう意味では、新たにここに自治会を形成させるより、やはり既存の自治会に加入してもらった中で、大井町の自治会活動っていうのは、こういうものだというようなことを知っていただく必要があるんじゃないかなというように思います。

自治会館のことと異なろうかと思いますが、現に金手におきましても、金子区画整理においても、既存の自治会に加入していただいているというようなところでございます。また、そこで新たな自治会が必要となれば、またそこにはそういう施設も必要でなかろうかなと思いますが、今日やる分においては、少し時間を見た中で、将来、そういうことが必要であれば考えなければならないかと思いますが、やはり既存の自治会に入っていて、大井町の自治会というものが、こういうもんだというような認識を新たな人に、転入者に感じていただいている次第であります。参加していただくためにも現状のままだいいんじゃないかなろうかと考えてございます。

議 長 以上で、1 番議員、田村俊二君の一般質問を終わります。